

**Q337. 残業するように指示していないのに残業した時間についてまで労働時間として取り扱い、残業代（割増賃金）を支払う必要がありますか。**

明示の残業命令を出していなくても、部下が残業していることを上司が知りながら放置していた場合は、残業していることが想定することができる時間帯については、黙示の残業命令があったと認定されるのが通常です。

具体的に何時まで残業していたのかは分からなくても、残業していること自体は上司が認識しつつ放置していることが多い印象です。部下が残業していることに気付いたら、上司は、残業を止めさせて帰宅させるか、残業代の支払を覚悟の上で仕事を続けさせるか、どちらかを選択する必要があります。